

総務大臣  
石田真敏殿

統計委員会委員長  
西村清彦

### 諮問第124号の答申 毎月勤労統計調査の変更について

本委員会は、諮問第124号による毎月勤労統計調査の変更（平成31年（2019年）6月分以降の調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

#### 記

#### 1 本調査計画の変更

##### （1）承認の適否

平成31年1月28日付け厚生労働省発政統0128第2号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「毎月勤労統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

##### （2）理由等

###### ・ 報告を求めるために用いる方法

本申請では、平成31年1月22日付けで統計委員会委員長から厚生労働大臣に発出された「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見」において具体的措置が求められている事項のうち、「1）東京都の「500人以上規模の事業所」の全数調査を可及的速やかに履行すること」に対応するため、表のとおり、報告を求めるために用いる方法を変更する計画である。

表 報告を求めるために用いる方法の変更

現行	変更（案）
<p>・全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所 厚生労働省－都道府県－報告者 ※ 調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。</p>	<p>・全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所 厚生労働省－都道府県－報告者 ※ 調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。 <b>厚生労働省－報告者</b></p>

これについては、東京都の「500人以上規模の事業所」の全数調査を速やかに履行するために必要な措置であり、適当と考える。

## 2 今後の課題

- ① 「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見」において具体的措置が求められている事項のうち、「2）調査計画に記載された33,200事業所を対象とする調査を履行すること」について、速やかに実施すること。
- ② 全数調査の実施に際しては、調査対象事業所に対し丁寧に説明を行うこと。
- ③ 本件については、案件の重要性に鑑み、今後の進捗に関して適時適切に本委員会に報告すること。